

地区計画②

坂出駅南口地区 地区計画

地区施設の配置及び規模	区画道路1号		幅員 12.0m、延長 100m	
	区画道路2号		幅員 6.0m、延長 62m	
	区画道路3号		幅員 6.0m、延長 63m	
	坂出駅南口公園		約1,080㎡	
	駅前西地区		駅前東地区	
	①	②	④	⑤ ⑥ ⑦
	約2.6ha		約1.0ha	
	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。			
	1. 戸建て住宅(事務所・店舗などの併用を含む。)		1. 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。)	
	2. 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。)		2. 倉庫業を営む倉庫	
	3. 倉庫業を営む倉庫		3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業に係わるもの	
	4. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項の規定に該当する営業に係わるもの			

地区の区分	地区の名称(街区)	駅前西地区		駅前東地区		
	地区の面積	約2.6ha		約1.0ha		
	建築物等の用途の制限	1. 戸建て住宅(事務所・店舗などの併用を含む。)		1. 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。)		
		2. 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。)		2. 倉庫業を営む倉庫		
	建築物の敷地面積の最低限度	3. 倉庫業を営む倉庫		3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業に係わるもの		
		4. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項の規定に該当する営業に係わるもの				
	壁面の位置の制限	1,000㎡	500㎡	1,000㎡		
		ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。				
	建築物等の形態又は意匠の制限	1. 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物の敷地として使用する場合				
		2. 公益上その他特別な理由により市長がやむを得ないと認めた場合				
かき又はさくの構造の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線若しくは駅前広場及び公園の境界線までの距離は、次に掲げる値以上としなければならない。					
	(計画図表示のとおり)					
かき又はさくの構造の制限	ただし、公共公益上やむを得ない建築物、地盤面下の建築物及び建築物の管理上最小限必要な付帯施設についてはこの限りでない。					
	駒止谷内線までの距離は0.5m	駒止谷内線までの距離は0.5m 駒止2号線までの距離は1.5m 駅前広場及び公園までの距離は4.0m	駒止谷内線までの距離は0.5m 駒止1号線(駅前広場、公園に面する区間)までの距離は1.5m			
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の外壁や屋根の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。					
	2. 屋外広告物は、前項同様色彩に留意し、且つ、過大とならず、美観、風致を損なわないものとする。					
かき又はさくの構造の制限	3. 高架水槽等の屋上設置物及び工作物は地上や周囲からの景観に配慮したものとする。					
	かき又はさくは、周囲の景観に配慮したものとする。なお、壁面の位置の制限が定められている部分では、壁面の位置の制限を超えてかき又はさくを設けてはならない。					

「区域及び地区の区分、並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」